

令和元年第4回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和元年9月10日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	令和元年9月17日	午前10時00分
	閉 会	令和元年9月17日	午後3時34分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 14 名 欠 席 0 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	真 部 卓 也	出	9	具志堅 勉	出
2	崎 浜 秀 昭	〃	10	座間味 栄 純	〃
3	比 嘉 由 具	〃	11	松 川 秀 清	〃
5	小橋川 健	〃	12	喜 納 政 樹	〃
6	伊良波 勤	〃	13	宮 城 達 彦	〃
7	具志堅 正 英	〃	14	崎 浜 秀 進	〃
8	仲宗根 須磨子	〃	15	石 川 博 己	〃

※ 会議録署名議員

8 番	仲宗根 須磨子	9 番	具志堅 勉
-----	---------	-----	-------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	伊野波 盛 二
教 育 長	仲宗根 清 二	会計管理者兼会計課長	上 間 辰 巳
総 務 課 長	仲宗根 章	企画商工観光課長	屋富祖 良 美
住 民 課 長	平安山 良 信	福 祉 課 長	松 本 一 也
健康づくり推進課長	崎 原 誠	建 設 課 長	宮 城 忠
農 林 水 産 課 長	安 里 孝 夫	上 下 水 道 課 長	新 里 一 成
教育委員会事務局長	有 銘 高 啓		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	宮 城 健	主 事	仲宗根 農
---------	-------	-----	-------

議 事 日 程

9月17日（火）3日目

日程番号	議案番号	件 名
1		<p>一 般 質 問</p> <p>1. 12番 喜 納 政 樹 議 員</p> <p>2. 9番 具 志 堅 勉 議 員</p> <p>3. 10番 座 間 味 栄 純 議 員</p>
2	議案第28号	消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
3	議案第29号	本部町固定資産税の課税免除に関する条例の全部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
4	議案第30号	本部町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
5	議案第31号	本部町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
6	議案第32号	本部町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
7	議案第33号	北部広域市町村圏事務組合同規約の変更について (議案説明・審議・採決)
8	議案第34号	令和元年度本部町一般会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
9	議案第35号	令和元年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
10	議案第36号	令和元年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について (議案説明・審議・採決)

日程番号	議案番号	件名
11	議案第37号	令和元年度本部町公共下水道特別会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
12	議案第38号	令和元年度本部町水道事業会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
13	報告第5号	決算審査特別委員会委員長報告 (報告)
14	議案第39号	平成30年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について (採決)
15	議案第40号	平成30年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (採決)
16	議案第41号	平成30年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について (採決)
17	議案第42号	平成30年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (採決)
18	議案第43号	平成30年度本部町水道事業会計決算認定について (採決)
19	陳情第1号	地元産品奨励及び地元企業優先使用について (採決)
20	陳情第2号	県産品の優先使用について (採決)
21	決議第3号	議員派遣の件 (採決)

○ **議長 石川博己** 本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。12番 喜納政樹議員の発言を許可します。12番 喜納政樹議員。

○ **12番 喜納政樹**

1．本部町まち・ひと・しごと創生総合戦略について

皆様おはようございます。喜納政樹でございます。通告に従い、一般質問を行います。

今回の一般質問は、本部町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてでございます。①本部町人口ビジョンの中で将来人口を1万4,000人と過去に設定しました。2015年度に策定し、今年度末で5年間の経過が過ぎようとしております。この5年間の本町における人口動態と直近の男女別総合人口を伺うとともに、とまらない人口減少の状況を当局としては、どのように考えているのかを伺います。

②本部町総合戦略は、本部町人口ビジョンの将来展望を踏まえて、目標や基本的方向、施策を取りまとめていくものと認識しているが、本総合戦略は本年度にて計画期間を終了するものとなっている。本部町総合戦略の終了後の検証や見直しについてどのように行うのか。当局の見解を伺います。質問は以上でございます。当局からの答弁をお願いいたします。

○ **議長 石川博己** 町長の答弁を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** おはようございます。12番 喜納政樹議員の一般質問にお答えいたします。

本部町におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略について2点の質問がございました。順次お答えさせていただきます。

まず1点目の人口動態についてお答えいたします。本町の2015年4月から2019年7月までの人口動態は、自然動態で227名の減、社会動態で168名の減、計395名の減少となっております。また直近の人口については2019年7月末で男性6,709人、女性6,488人、計1万3,197名となっております。全国的に人口減少が進んでおりますけれども、本町としても例外ではなく人口の減少が今なお進んでいるこの現状にあります。町といたしましては、人口減少を緩和し、人口増加を図ることが最大の課題であると考えております。人口の減少を食い止める具体的な政策といたしまして、経済を強くすることにより雇用の拡大を図ることが最重要課題だろうかと考えており、このため商工観光業や農畜産業など、地域経済をつくる部分について、その支援を図っているところでもあります。さらに子育て世代が住みやすい環境づくりのために、新たに子育て支援住宅の整備を推進し、若者の住宅の確保を図るよう政策を目下展開しているところでもあります。また、新たな取り組みといたしまして、本部町子ども・子育てゆいまーる基金条例を制定し、子供を育てやすい環境整備を図るなど、人口減少を食い止めるための具体的な政策を目下展開しているところでもあります。今後とも引き続き、定住人口を確保するためのいわゆるあらゆる具体的な政策を逐次展開していきたいと考えております。

2点目の本部町総合戦略終了後の検証や見直しについてお答えいたします。本部町総合戦略で

は、本期間終了後に本部町総合開発審議会において、その点検・評価・見直し・改善することになっております。なお、国においては、今年6月の閣議決定によりまして、第2期の総合戦略を12月下旬ごろまでには改定することになっておりますので、その国の改定を踏まえまして、本町においても本部町総合戦略の検証や見直しの時期を検討し、第2ステージの総合戦略を改定するという運びになってございます。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 それでは2次質問に入っていきたいと思えます。

まずは現状の確認からしていきたいと思います。人口のほうから行きますと、先ほど答弁にありました直近2019年7月末現在で1万3,197人、1万3,200人を割ってしまったという状況でありまして、この総合戦略やまち・ひと・しごと基本法、そういったものが議論になっていた2015年3月末の人口が1万3,556人でありました。そこからの359人の減、前にも申し上げましたとおり約4年間、5年間で約400人程度の人口が減っているというのは、やはりその統計のとおりになってきているのかなと感想を持っております。そして15歳から64歳までの生産年齢人口、これに関しましては2015年3月末で8,175人、15歳から64歳までの生産年齢人口がありまして、構成比率60.2%が直近の2019年3月末で7,346人、構成比率が55.7%、人数的に830人近く、構成比率的には4.5%の減ということでありました。この人口問題を語るに、人口減少の絶対数が減るよりも、今申し上げた生産年齢人口が減るとというのが問題だということをおっしゃっております。特にこの時期、進学、あと就職などのように、若い世代がその人口流出をしていくということは少子化、労働力の減少、経済活動の縮小に伴う税収減、高齢化社会による社会保障に大きく関係していくものだというものでございます。こうした数字を見る限り、2015年当時、この議会の中でも議論のあった人口減の問題というのは、やはり統計上どおりになってきているという結果となっておりますが、町長にもう一度お伺いします。この状況に対しての、当局としての町長の見解をお伺いしたいと思います。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 先ほども言いましたけれども、人口減少の原因は何なのかと考えたときに、1つや2つの要因ではなかろうかと思っております。知ってのとおり国全体でも減少していく中で、一つは都心部への一極集中、特に東京圏への人口の集中というものが、まだ国全体でとまっていけないというその流れが、ひとつは国全体でとまっていけないということ。これをこれからさらに総合戦略の中での第2ステージとしてどう位置づけていくのかと。これは国全体のお話になるかと思っております。それから地域を狭めて、我が本部町で見てとった場合に、はっきり言えばどうしても名護市とか中南部に一極集中していくというような、その現象がまだとまっていけないというように理解しております。どのような形でそれをとめていくのかと、食いとめていくのかというのが最大の課題だと思っております。その課題については、常に政策の推進について意識しているところであります。だから意識的に子育て世代が流出しないように、子育て世代のいわゆる住宅をこしらえたり、あるいはよその地域より手厚く子育てがしやすいような環境づくり

の整備に着手しているところでありますけれども、その他にもいろいろございます。一つはイメージの部分もあろうかと思っております。どうしてもこれまでは、この地方より都会のほうがより生活がしやすい、より便利であるといったようなイメージがあります。そういった人間の頭の中にこびりついているイメージまで払拭するぐらいの気持ちがないと、この問題は解決しないであろうと考えております。ですので、意識的に政策のいわゆる上位計画、政策的な部分の中でも心豊かなまちということで、意識的にそういったものをうたっているということがありますけれども、それはただ単なる生活の利便性だけではなくて、本当の意味で豊かさというものを、住んでそこで豊かであるというようなことを実感できるような、こういったまちをつくりたいといったような集客の目的があるし、そしてよその地域よりうちのまちがより住みやすい、そして住んでよかったということはどう創り上げていくのか。総合的な部分の中で、いろんな要素の中でこのまちはいいよという部分をどう人々の頭に中にすり込むことができるのかというところまで踏み込んでいかなければいけないと考えているところであります。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 町長が今おっしゃった、町長が掲げる日本一心豊かな我が町づくりというのは私も認識しておりますし、それを目指す方向性というのは私も間違っていないと思います。しかし、その方向性の中で、現実足下を、実際にどうなっているのか。この人口減少というのは、先ほどありました、食いとめるというより、もう既にこれは緩やかにしていくしか方法はないと私は思っております。好転するまでにあと何十年、もしかしたら一世紀かかるかもしれない。そういった論説や解説などもあります。人口減少が好転するためにはですね。それを好転させるためには、我々が今政策を打って、政策の種をまいて、それが10年後、20年後、30年後にしっかり政策が、花が咲くようにしなければならないと思っております。その中で、やはり人口ビジョンというのはやはりとても大切な指標だと思っております。現実振り返ってみて今実際どうなるのか。実際の人口は今後どうなっていくのかというのは大切なことであり、15歳から19歳、そして10歳から14歳という年齢別人口の人口を見てみると、やはり毎年のように10歳から14歳までが50名程度出ていきます。転出していく。その中で15歳から19歳という人数の中にも30名程度減ったり、これがまた面白いと言うとちょっと言い方があれかもしれませんが、前年度と今年度に関してはその15歳から19歳がふえているんです。その要因は何なのかと、やはりそれを探っていくといけないと思っております。思いは間違っていないと思いますが、いざ現実、足下をしっかりと見て、どこに政策を打ったほうがいいのかというのをしっかりと分析をしていただきたいと思っております。なので、この人口ビジョンというのは、たしか最終年度が、計画年度は2040年までとなっております。その中で、先ほどおっしゃいましたとおり、1万4,000人の本部町の人口ビジョンというのは2025年、あと5年後、そこで1万4,000人を目指していくという指標を出しておりますが、私はしっかりと現実振り返って、その1万4,000人という数字に対してどう取り組むのかというのは、次にも言いますが、総合戦略の中でも問題となってくるかとは思いますが、しっかりと現実を見据えていきながらの現状の町民の暮らし、そして福利厚生を守り育

てていかなければならないと思っております。

人口ビジョンの中でもう一つ気になった点を何点かお伺いしますが、今後、本町としても考えないといけない。これは国、県もそうですが、今年度の20歳から24歳、25歳から29歳の中での、平成31年度ですね。その部分で外国人の住民、外国人住居がかなりふえています。これは外国人労働者の問題などもあると思いますが、そこら辺はいかがお考えですか。前年度と比べて急激にふえている。そこら辺の要因などをお伺いしたい。

○ 議長 石川博己 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 12番、喜納議員にご説明いたします。

外国人がふえている要因、公共事業ですね、あと飲食店、人の雇用が日本国内では難しいということが結構出ています。その辺、外国人のほう雇用関係で結構きているのではないかと感じております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 これはいい悪いを別にして、現実的にふえてくるというのはこの数字を見るだけでわかると思います。今後、じゃあその外国人の皆さんとどう接していくのか。その住むところ、場所、町としての外国人の皆さんとのかかわり方、これはもう避けられない、日本全国でもそうになっていますよね。ほぼやはり、コンビニエンスストアや飲食店など、外国人労働者が多いという現状を沖縄のほうでもそうなるのであろうと。それをどのように町としても展開していくのかというのは必要だと思います。こういった数字を見逃さないでしっかりと把握点検していただきたいと思っております。この人口ビジョン、実際の今の人口が先ほど言われたとおり1万3,197人になっているという状況で、この減りぐあいから行くと、次年度は1万2,000人になるのではないかと危惧してはおりますが、人口ビジョンの中の基準値の広報と資料、統計で出した部分で、これに載っているのもそのままこれを参考にさせていただきますと、平成32年、2020年、目標では1万3,802人となっております。例の社人研、国立社会保障・人口問題研究所の出した人口が1万2,461人、この現実的にはその人口に近づいていっているということでございます。過去5年前に話したときに、政策やそういった、しっかりと努力でその穴を埋めていきたいという話もあったと思うんですが、実際にこの計画と現実の差というのをどう見ますか。

○ 議長 石川博己 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 12番、喜納議員にご説明いたします。

その食いとめるという、どう見るかという、少しだけ転入転出の、これは総務省が出している人口移動報告ということで、これは県内、本部町から転入転出した資料があるんですけども、1位の名護市、転入が122人、転出が206人、約84名の差がでております。これは7位ぐらいまで出てはいるんですけども、その辺、いかに近い名護市、沖縄県内に若者が流れて、それに子供がついていく状況ではないかと、この数字から見るとあります。いかに食いとめるかというのは、先ほども町長が話をしていますけれども、子育ての支援やゆいまーる基金条例、あと定住人口を確保するという。その中の雇用拡大ですね、その辺も図ることが重要であるのではないかと思います。

ます。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 先ほども申し上げたとおり、この数字というのをしっかりと把握しなければならぬと思います。本当に洗い出した数字をそのまま、ありのままのデータをしっかりと、もとにした人口の減少や動向を冷静に判断するのが必要だと思います。ふえてほしいという思いや、それはみんな思っていると思います。それで計画を立てるというのを、もう少し、これはもう国もそうなっていると思いますが、人口の減少はもうとめられないという認識はみんな持たないといけないと思います。それをどう緩やかに食いとめて、今後好転する未来へどうつなげていくかという共通認識というものがこの人口ビジョンには必要だと思います。ふやすために過去と同じような政策を打ち出すというよりも、町長がおっしゃったとおりどのポイントに対して政策を打ち込むか、予算も限られております。国はこういう政策を出しなさいといいますが、結局、国も、このまち・ひと・しごと創生基本方針に関しましては迷走しているような状況で、そういった中で独自にしっかりと、まずはビジョンを、足下を見て、しっかりとしたビジョンをもとに2回目の総合戦略を立てる必要があるかと思っております。そういった意味でも、この総合ビジョン、人口の流れ、統計というのを毎月毎月しっかりとした統計をとって、分析していただきたい。できましたら我々議会の中にも、そういった参考になる資料があれば、共有できればと思っております。危機管理の共有というのをしっかりとしない限り、やはり政策を打つにもなかなか進んでいかぬと思います。人口減少を緩やかにしていきながら本町の財政運営をしっかりとしていくというのも大切なことだと思っております。そういった意味でも、次の、次年度からの総合戦略というのはどのように進めていくというのが大事なのかなと思っております。

その総合戦略の中で、我々は第4次本部町総合計画というのも立てておりますが、その中でどのように整合性をとっていくかというのは大事なことだと思っておりますが、この5年間で終了する総合戦略というのは、私は今、第4次本部町総合計画の5年間の、前期のいわゆる実施計画的な役割もあったのかなと思っておりますが、次年度から立てる総合戦略というのはちょうど第4次本部町総合計画の5カ年間になります。それは総合計画と実施計画、実際に整合性をとってそれと同じような認識で進めていくというような認識で間違いのないか。そういった認識なのかというのをまずは伺いたいと思っております。

○ 議長 石川博己 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 12番、喜納議員にご説明いたします。

総合戦略のほうは、平成27年度から令和元年、来年の5月で5年が切れます。その辺も検証しながら次年度の総合戦略、あと町の総合計画が上位計画になっておりますので、それに合わせた形で進めていければと思っております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 物すごくタイトな時間で次の総合戦略を立てないということではあります。もう一度お伺いしますが、国の指針が決まるのは12月ですか。それとも先ほどの答弁の中で

は6月に閣議決定をして、12月下旬ごろには改定するというものでありましたが、それからうちの本部町の創造戦略というのは立てるのか。どのようなタイムスケジュールになっていくのかお伺いします。

○ 議長 石川博己 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 12番、喜納議員にご説明いたします。

国は、12月の下旬、第2期総合戦略閣議決定ということで国のほうからは示されております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 この過去5年間の点検・評価・見直しというのは、時期的にいつごろから始めるんですか。

○ 議長 石川博己 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 12番、喜納議員にご説明いたします。

戦略計画が令和2年3月31日となっております。令和2年以降に検証はしていきたいと思っております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 令和2年に検証するという事は、この過去5カ年間の点検、検証をせずに計画をつくって、計画をつくった後に検証するという事ですか。

○ 議長 石川博己 休憩します。

休 憩（午前10時31分）

再開します。

再 開（午前10時31分）

企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 12番、喜納議員にご説明いたします。

国は12月に閣議決定ということで、その12月から4月である程度の検証はするんですけども、K P I 自体がすぐ出るということではないものですから、その辺はちょっと時間が少しかかるのではないかとみております。実際は12月から4月までの検証をある程度行っていきたいと思えます。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 4月から12月までの検証というのはどういう意味ですか。もう一度説明をお願いします。

○ 議長 石川博己 休憩します。

休 憩（午前10時32分）

再開します。

再 開（午前10時35分）

企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 12番、喜納議員にご説明いたします。

先ほど6月に基本方針の閣議決定ということで、12月下旬には第2期総合戦略の閣議決定、これは変更した閣議決定であります。これは12月から4月までの国の方針として、地方公共団体において切れ目のない取り組みを進めることが必要であるということでありまして、3月末までには国としてはその辺を検証して行ってほしいということではあります、その中で先ほども言い

ましたK P I関係がございますので、3月末にはどうしても数字が出てこないということで、国のほうには必ず第2期の総合戦略を作成し、検証して作成するというのではなくて、引き続き2期に向けた総合戦略の取り組みをやっていく必要があるということでもあります。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 であれば、すみません、私がじゃあ…。そのK P Iやそういったものも確かに、今言われたとおり時間もかかるし、必要だと思いますが、第2期の国としては今説明のとおり、別に検証して、その第2期にしっかり、全て生かさないというようなスタンスじゃないのであれば、本町としても、あと半年ぐらいありますよね。その間に本町としてできる検証などがあるんじゃないですか。私はあると思いますよ。例えば先ほど答弁の中にあった子育て世代の支援住宅などを建てられましたよね。それも目標は多分たしか超えられていると思います。そういった意味での、やった政策に対しての振り返りというのはできるんじゃないかと思います。そういったものも含めて、今後、子育て支援住宅というのはあと何棟建てるのか。それは国との補助の関係もあると思うんですが、その場所をどうするのかというのを、ある意味そういったものを審議しながら、本部町内だけで審議できるものがまずはあるんじゃないかと思いますが、そういった考えはございませんか、当局には。

○ 議長 石川博己 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 12番、喜納議員にご説明いたします。

議員がおっしゃるとおりで、その辺、検証できる分に関してはあと半年ありますので、その辺、検証は進めていきたいと思えます。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 実際に今、先ほど言われた、答弁があったので少し説明していただきたいんですが、子育て支援住宅というのは今どういう状況になって、今後どういうふうに計画があるのか、それは建設課かな、お伺いします。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 12番、喜納議員にご説明いたします。

沖縄北部特別振興対策特定開発推進事業、いわゆる北進事業、平成29年度から令和3年度まで、新里第2団地と謝花第2団地、嘉津宇団地、具志堅団地を計画しております。この目的が若年層の定住を図ることを目的とした子育て世帯を対象とした町営住宅の建設ということになっていきます。新里第2団地が16世帯、謝花団地が12世帯、嘉津宇が6世帯、具志堅も6世帯となっております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 もう少し、計画年度は何年から何年までに取り組みますか。もう一度、説明をお願いします。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 新里第2団地は完成しております。今、謝花団地をことし、令和元年

度に完成する予定です。あと嘉津宇団地は元年度から令和2年度まで。具志堅団地が令和2年度から令和3年度までとなっております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 もうそれだけで恐らく目標値の180戸を超えていると思うんです、既に。なので、そういったものを検証していくのは大事だと思います。これは教育や福祉、全てにかかわってくるので、それをぜひ、今年度中にはできる範囲内で構わないので、しっかりとやっていただきたいと思います。そうすることによって2回目の総合戦略に何が必要なのかというのは、国からの指針もあるかと思いますが、町としてできる。我々が身の丈に合っている施策というのもぼんやりと浮かんでくるのではないかと考えております。今わかる範囲内で、今後、国が目玉ではないですが、こういった感じでさまざまな施策を今、出していると思うんですが、民間の企業が参入できるような施策、たしか本町でも何件かやっていると思いますが、そういったものもぜひ参考事例になるものがあれば、しっかりと皆さんにそういった会議の中でも言っていただきたいと思います。それがまた法律も変わって、その幅も変わると私は聞いておりますので、そういったものもしっかりと会議の中で議論していただきたいんですが、少し説明だけでもできるのであれば、副町長でも企画商工観光課長でもお願いします。

○ 議長 石川博己 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 12番、喜納議員にご説明します。

今後、国の法律とか政策とかそういうものが変わる中で、どういうふうなものが出てきて、また地方として、県とか市町村としてどういう政策をこれからやっていくかということですが、本部町にとっては人口減少を食い止める、緩やかにする、あるいは人口をふやすというのは大変大きな課題ですので、今、国のほうでは未来投資法ですとか、そういう新しい法律もできて、できるだけ企業が国内、地方にもできるだけ投資しやすいような環境をつくらうという動きがありますので、本町は例えば固定資産税を減免しますとかという優遇措置を、沖縄県全域がそういう特区になりますという指定もできますので、そういう形で既存の、これから動き出すホテルですとか、そういう町内に進出したいという企業がそういう特例を受けられるとかということもできますので、こういう事例をどんどん町としても企業に対してあっせんして、できるだけ町内での雇用の場を図る、大きくするとか、そういうふうに通住人口につながるような政策につなげていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 今後、次期総合戦略を立てると思うんですが、総合計画の中でもリンクできるように、あとこれからやろうとするような施策も、その根拠等にもなり得るような、そういう戦略にさせていただくよう、それは行政の、わかっているかと思うんですが、全ての施策がカバーできるような総合戦略をつくっていただきたいと思います。こういったものじゃなくても別にいいと思います。ペーパーレス化も今進んでいますし、データでも構わない。すぐに目が届くような感じで、それがわかるような感じでも別にいいと思いますので、中身をしっかりと精査し

ていただきたいと思っております。

では町長、最後に、先ほども町長の意見をお伺いしましたが、この総合戦略の中で、この9月で町長に就任して1年にもなりますし、またその総合戦略という中身の中で今後町長のやりたい施策というのをもう一度お伺いして、私の一般質問にかえたいと思いますので、最後にお一言お願いします。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 事業としての総合戦略、地方創生の中で創生の総合戦略をつくって、そして地域の人口を中心とした活力をとということですが、私の印象としては、一つは予算の総額が少なすぎるなど。要するに、言うわりには予算の総額が少なく、1,000億円ですよね。1,000億円で2,000億円の仕事をしてくださいということでした。要するに補助率が50%でした。ですので、我々は一時100%事業もあったので、それはエントリーしたんですけれども、その後、補助率が50%という話になると、当然、北振の事業を使ったほうがいいし、一括交付金の事業を使ったほうがいいということになります。ですから、事業執行については補助率の高い事業にシフトしながら事業展開する、そして一つの考え方についてはまちづくりをどうするか。そして人づくりをどうするか。仕事づくりをどうするかといったようなことの、基本的な物の考え方については総合戦略の中に組み入れながら、実際の事業については財政規模が弱いので、補助率の高いものでどうカバーしていくのかということを考えながら現実の事業展開をしていきたいと考えております。とりもなおさず、うちの町はとってもいい町だと私は思っております。小さい町ですけれども、銀行もこれだけ数がある。スーパーもこんな小さい町に3つもある。こういうコンパクトで住みやすい町はよそにないんじゃないかと思っております。子育て環境についてもとても自然豊かでいい環境の中で子育てができる。しかも行政と団体とのつながりもいい。そして行政と個人とのつながりもいい。ですからそういった意味ではとても住みよい町であるわけで、その住みよさというものをいかにアピールできるのかと。それをアピールすることによって定住人口を確保できればと、そんな思いをします。行政だけの力で、また定住のための、いわゆる資本装備はできないので、個人事業者の中でも若者定住のためのアパートなども最近できつつありますので、とてもいい傾向に進みつつあるのかと思っております。

なお、最後になりますけれども、人口が減少していくと経済の規模が弱くなっていきますので、どうしても人口の減少は食いとめたいということを考えながら、今後も行政運営に携わっていきたいと考えております。

○ 議長 石川博己 これで12番 喜納政樹議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩 (午前10時50分)

再開します。

再 開 (午前11時00分)

次に9番 具志堅 勉議員の発言を許可します。9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉

1. 通学路の整備について

2. 防災備蓄計画について

3. 防犯カメラとWi-Fiの設置について

皆さんこんにちは。議長の許可がございましたので、通告に従い、9番具志堅 勉、一般質問をさせていただきます。

まず1番、通学路の整備について。①大雨時に冠水する箇所のかさ上げについて。ア、第一渡久地橋付近、イ、本部中学校正門前付近、ウ、開洋橋手前付近。

質問事項2番、防災備蓄計画について。①備蓄計画について。②現在の備蓄量について。

質問事項3番、防犯カメラとWi-Fiの設置について。①現在の防犯カメラの数と場所について。②フリーWi-Fi機能の強化について。あとは必要に応じて再質問させていただきます。

○ 議長 石川博己 町長の答弁を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 9番 具志堅 勉議員の一般質問にお答えいたします。

3点の質問が出ております。通学路の整備の件、それから防災備蓄計画についての質問、防犯カメラ、Wi-Fiの設置についてということでございます。順次お答えいたします。

1点目の通学路の整備についてからお答えします。第一渡久地橋、桑江材木店倉庫前の冠水についてであります。大雨時に本部高校側の傾斜面のほうから落ち葉を伴った雨水が集水ますにあつまり、集水ますのグレーチングが目詰まりを起こすことによってこれまで冠水をしていたところであります。現在、集水ますのグレーチングにすき間をあけ、落ち葉が詰まらないような応急処置を行っており、一定の効果が出ている現状にあります。道路の安全を保ちながら、当面はこの方法で対応してまいりたいと考えております。なお、第一渡久地橋につきましては、伊野波橋、佐伊土間橋の次に改良工事を予定しております。事業実施の際、一体的な整備として根本的な解決が図られるように検討していきたいと、このように計画しているところであります。

次に本部中学校正門前及び開洋橋付近の冠水についてをお答えいたします。これらの冠水の主な原因は、潮位によるものと現在考えております。具体的には大潮や台風接近に伴う低気圧により潮位が上昇することによって道路排水の放流部分より河川の水位が高くなることによって放流ができなくなっているものと考えております。根本的な解決といたしましては、フラップゲートの設置と道路のかさ上げ等を考えることができますけれども、今後は満名川の護岸整備、そして周辺の土地利用と密接に関係することから今後も沖縄県を含む関係者と調整などを行い、解決を目指したいと考えております。

2点目の防災備蓄計画及び現在の備蓄量についてお答えいたします。現在の備蓄計画につきましては、本部町地域防災計画に基づき、本部町人口の20分の1の1日当たりの3食、3日分の食糧備蓄計画となっております。最新の人口で計算しますと、約6,000食分の備蓄が必要となっております。現在、備蓄食糧6,600食、備蓄飲料4,500リットルの備蓄量となっております。備蓄計画以上の数量を備蓄している状況となっております。また、今年から住民向け備蓄とは別に、沖縄観光防災力強化支援事業を活用して、観光客向けの備蓄もふやしていく予定でございます。

3点目の防犯カメラとWi-Fiの設置についてをお答えします。まず、現在の防犯カメラの

数と場所についてでございますけれども、本部町内に設置しておりますカメラの総数は44台となっております。内訳といたしましては、防犯用カメラが学校施設につきまして、町内全幼小中学校に30台設置しております。さらに学校施設以外の防災カメラは7台ございまして、設置場所が渡久地保育所に2カ所、渡久地十字路、本部幼稚園前、ハーソー公園前、旧伊豆味交番前、崎本部塩川前となっております。次に防災用のカメラが7台ございまして、設置場所が備瀬馬場、具志堅公民館、本部中学校、本部港、崎本部小学校、渡久地港、渡久地下水ポンプ場となっております。

次に本町におけるフリーWi-Fiの設置状況についてでございます。平成25年度に北部振興事業を活用し、本町で10カ所の設置を行うほか、地域ネットワーク網を構築するため町内の公民館や小学校並びに行政機関へインターネットを配置しております。また北部広域市町村圏事務組合において、町内2カ所にフリーWi-Fiを設置してございます。フリーWi-Fiの強化につきましては、北部広域ネットワーク機能強化事業において連携を図りつつ、町内フリーWi-Fiの強化を図ってまいります。

○ 議長 石川博己 9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 まず1点目のアのほうで、大雨時に冠水する箇所のかさ上げについてのことから行きたいと思います。

第一渡久地橋付近、今の答弁を聞きますと伊野波橋を初めとする佐伊土間橋の終了後に予定をしておりますと聞きましたが、本議会において伊野波橋の予算が見込めず保留、取れなかったということも聞いております。それから大体でよろしいですけれども、伊野波橋であと何年、佐伊土間橋であと何年かかるのではなかろうかという説明を求めます。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 9番、具志堅議員にご説明いたします。

伊野波橋は来年度にまた予算を要求して、通れば来年度で完成します。佐伊土間橋も来年度に委託を入れて3年後にはできる予定です。その次の第一渡久地橋に行くと思います。以上です。

○ 議長 石川博己 9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 ただいま説明をいただきました。早ければ4年目から進められるという理解でよろしいですか。早目に進めていただきたいと思います。

それから先ほども質問しました本部中学校正門前付近、それから開洋橋手前付近、あわせて説明をしていただきましたけれども、私、平成25年の12月に赤土問題とあわせて冠水の件も話をさせていただきました。それから去年、平成30年9月にもかさ上げの件を説明させていただきました。今回3回目ということです。当時いろいろ被害のあった大きなものから話させていただきますと、平成23年、台風9号によって8月4日から6日までの3日間で45時間雨量、700ミリという相当の雨が沖縄に降りました。その関係でマグロの養殖をしているところに数億円の被害とお聞きしております。その後、平成24年、台風16号、7年前です。ちょうど9月16日の16号でした。その中で冠水及び浸水ですね、車も相当だめになっております。床上まで上がった家も渡久地か

ら東にかけて、相当な件数で甚大な被害をもたらしています。先ほど説明がありましたフラップゲートはあくまでも台風時及び大潮などにより、潮位に関するものではありません。しかし、ことしの8月3日、私も写真におさめておりますけれども、そのときは台風は近づいていないんですけれども、相当の水位が上がって、本部中学校前はまず車は通れない状況でした。開洋橋の手前もそうでした。そして次の通り、3カ所は台風でもなければ大雨でもない、潮位の上がったときに相当上がっています。フラップゲートの件もここ最近、先日ですか、町長のほうからも要請に行きますということをお聞きしております。私が言いたいのは、フラップゲートのほうも早目にすべきですけれども、そうでなくても、例えばフラップゲートがなくても潮位が上がった場合に、フラップゲートをつけたとしても内側からかさ上げしないと、やっぱり通勤、通学にも不便を来しますし、学校にも影響するということで、このフラップゲートと並行してかさ上げの部分、もちろん補助金が出るのでしたらそのほうが有効ですけれども、そうでなくても、やっぱり住民の生活、通学とかいろんなものを勘案しますと、かさ上げのほうはどれぐらいの予算でできるか。私はまず一番重要なところは学校前。まずやって、恐らく1年以内には潮位が上がったり下がったりする現状を見ることができると思います。ひとつまず進めて、その一環で次のものをどう進めるかというご検討も考えられるかと思いますが、その辺について町長のほうから答弁を求めたいと思います。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 先ほど具志堅議員のほうから状況等について、また再確認をするような形で冠水などについて生々しいような状況ですね。そういった状況の中でどうするのかということで、現場も何回か、私も、今回もどういことができるのかということで見ましたけれども、道路のかさ上げなどをしたときに近隣の住宅が引くような状況で、現実的にかさ上げたときに、今維持している近隣の住宅との関係でなかなかでき得ない部分があったりして、当面はそういった部分ではフラップゲートでの対応が現実的なのかということを考えていたりしているところであります。なお、学校前の件については、またどのような形で、そこは上げたときに学校の、いわゆる校内に水が流入しない範囲内でどれぐらい上げたらどうなるのか。その辺はまた専門的な立場の中からも検討させながら考えていきたいと、このように考えるところであります。

○ 議長 石川博己 9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 今説明がありましたけれども、私の知る限りでは数件、数十件ですかね、その中で1カ所だけ特に下がっているところがあるんです。あとは大丈夫かと思えます。その家も人が住んでいなくて、場合によっては取り壊し等の、お互い話し合いを持ちながら、潮位が上がったときにはフラットの高さに持っていけるのではないかというふうに考えております。次の質問に行きます。

防災備蓄計画についてです。先ほど説明がありました。今回、人口20分の1に値する6,600食分、それから飲料水4,500リットルということで、これも3日分の、町民の20分の1に準じた補い方は素晴らしいと思っております。それからもう1点は、観光客向けの備蓄計画もしていると

いうことも大変ありがたく感謝しております。もう一つ、私のほうからお伺いしたいのは、この大まかな計画、これは津波を想定しているような気がするんです。私は防災の中にもう一つ、台風という被害もあって、ここ近年では渡久地公民館など、何カ所かの公民館に何十名というふうになされている方もいますので、その公民館等についての備蓄のあり方、そして何カ所に避難がなされているかということも説明を求めます。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 9番、具志堅議員にご説明いたします。

台風時、今、本町が避難を出しているのは津波がございませんで、台風時に近年は避難所を増設しまして、避難を呼びかけているところであります。避難所の設置につきましては、町が指定する場所は本部町役場が避難所です。ただ、特に近年は渡久地の公民館、区長が独自にすぐ、冠水の件で来た住民を一時的に避難ということを開けますということをやっております。その渡久地公民館に避難した方は、状況に応じて本部町役場に移動してもらう。あるいは職員が迎えに行くという策をとっておりますが、避難所で正式に対処しているのは本部町役場、あと避難所です。その際に、避難される方に備蓄を本部町役場の3階に置いてありますので、皆さんにどうぞご自由にとということで、今のところ水のみを提供しているところであります。以上です。

○ 議長 石川博己 9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 先ほどの6,600食と4,500リットルの配置の仕方、どこどこに配置をされているかお聞きします。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 食糧で、すみませんが答えさせていただきます。

食糧で、役場庁舎1,800食を備蓄しております。水納小学校に1,200食、瀬底小学校1,200食、本部町民体育館2,400食を配置しております。あと水が本部町役場で500ミリリットル2,000本近くです。すみません、近年出ておりますので、詳細は捕まえておりませんが、2,000本近くはございます。水納小中学校で1,800本、瀬底小学校で1,800本、町民体育館で3,600本の備蓄をしております。以上です。

○ 議長 石川博己 9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 今、大体大まかなところに置かれていると理解していますが、その中で、もう少し分散させてほしいという思いがありまして、伊豆味とか崎本部、それから上本部方面、豊原、新里、具志堅、備瀬はちょっと低いところですので、外して豊原、新里、具志堅と考えています。その辺の、こちらに備蓄する計画はあるかどうかお伺いします。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 9番、具志堅議員にご説明いたします。

ただいま町長のほうからもありましたけれども、観光防災計画で持ちまして、観光客用の備蓄を今年、来年、再来年度まで計画しているところでございます。備蓄しましたら、これは観光客用、これは住民用と当然分けるわけではございませんで、必要数を確保するというところでござい

ます。その際に、設置場所を新たにまた考えておりますので、できるだけ分散、交通の手段が遮断されても十分行き渡るように分散を考えているところでございます。

○ 議長 石川博己 9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 ただいま食糧のほうですね、分散して安全な場所に届けると考えているということで理解しました。次に進みます。

防犯カメラとWi-Fiの設置についてでございますが、本部町内、カメラの総数44台、小中学校に30台、学校施設以外に7台ということですね。設置場所も先ほど述べていただきました。私、今、ちょっと考えていることがありまして、今の防災、防犯カメラに関しては補助金を利用しながらやっていくということで大変うれしく思っておりますが、私のひとつ提案しているものは、企業がコラボして、今宮古島のほうで150台、無償で設置してございまして、AI機能搭載の高性能カメラプラスWi-Fi機能が備わっているということで、宮古島が絶大なる観光地ということでアプローチしたところ、市が受けたのではなくて、ほかの組織で、その辺は今調べている途中ではありますが、設置は既に済んでございまして、今月、また那覇港のほうでこのAI機能高性能カメラを13日から18日の間に設置するだろうという情報も入ってきております。そしてこの素晴らしい機能を搭載したカメラですね、先ほど総務課長からもありましたいろんなところに設置しておりますけれども、私の考えとしては、例えば海洋博のバス停とか、それから渡久地港、水納の待合所、渡久地のバス停から大浜の中央公民館前のバス停とか、観光客がちやほや、スーツケースを持って待合しているのが多々見られます。そういう中でWi-Fi機能を設置することによって情報の提供、それから防災情報、これはまたJアラートを搭載しているというふう聞いていますので、やはり緊急時にも非常にいい機能を発揮する。それからもちろん防災についても海の見えるところであれば、まず先に察知することもできますし、それからまたもう一つは防災カメラとしても同じように有効活用ができると聞いていますので、もしその辺の話がありましたらアプローチはしようと思っておりますけれども、町としては補助金以外ですね、ほかから来た場合の対応等についてどうお考えか、説明を求めます。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 9番、具志堅議員にご説明いたします。

本町の防災カメラ、防犯カメラ、両方ですけれども、設置台数については先ほど町長から答弁がございました。安心、安全なまちづくり推進協議会というのもありまして、その協議会のほうからもカメラの設置を、増設を求められているところであります。観光客と、そして防犯、防災、災害時、多々ありますので、なかなか単費では設置が厳しいところもございまして、防災関係につきましては単発的に、急に補助金が来たりしますので、総務課としましては常に防災関係の資料、あるいは見積もり等、必要なものについては常にストックして玉持ちをしておりますので、カメラの必要な部分につきましては、今後も設置を考えているところでございます。昨年、各公民館にカメラの必要台数を投げかけたところ、50台程度の要望がございましたので、そちらのほうも踏まえまして、今後うまく補助事業を活用しまして、整備が必要なところは検討してまいり

たいと考えております。

○ 議長 石川博己 9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 先ほど言いそびれたので戻りますけれども、防災備蓄計画についてです。

昨年度、私たち議員団、静岡のほうに研修へ行ってまいりました。そのときにある小学校では、やっぱり防災に関する認識を高めるという理由も含めて、小学校1年の入学時に1人3食分ですか、何食分かの備蓄を自費で購入して、そしてまた賞味期限もありますので、3年の終了後には食事会もあるかもしれませんが、食べたり持ち帰らせたりですね。そういう防災意識を高めるためのそういう確保を行っている学校もありました。そしてまた再度4年入学時に新たに購入して、卒業時にはもとに戻るという。自分で出したお金で味わいながら、こういうものを皆さん食べているのかという認識も高めながら、そう行っている学校もありました。本部に関しては教育長、その備蓄を学校に保管するという考えはいかがでしょうか。

○ 議長 石川博己 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 学校では、そういった備蓄をするという倉庫と申しますか、それが現在は整備されておりませんので、今後、学校として必要性があるということであれば、教育委員会として検討していきたいと思っております。

○ 議長 石川博己 9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 今答弁にありましてとおり、ぜひ今後検討していただきたいと思っております。

最後に防災、防犯について、町長の答弁を求めて終わらせていただきたいと思っております。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 防災、防犯を含めてですけれども、今どき全国各地のいろいろな災害、そして犯罪等を含めて見たときに、いつ、何が、どこで、どう起こるのか、本当に人ごとではないといったようなことを常日ごろ考えております。そういった観点からできるだけ備えというものが大切なこととなりますので、目下、公立の補助が使えるこの段階で施設の整備を整えていきたいと考えております。Wi-Fi機能等については、おかげで北部振興事業でもって、中心としてやって、そして今後も光ファイバーの機能も拡充していきたいといったことで、首長会議の中でもその議論をしているところであります。ほかの地域とも、ネットワークも公共化しながら、Wi-Fi機能の強化、そして防犯に、災害時に対応できるような分散なども考えながら食糧の備蓄関連についてもより充実したものにしていきたいと、このように考えております。

○ 議長 石川博己 これで9番 具志堅 勉議員の一般質問を終わります。

次に10番 座間味栄純議員の発言を許可します。10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純

1. 町道大嵐線について
2. 新笹川浄水場について
3. 町内の豊年祭について

皆さんこんにちは。一般質問最後になります。質問の前に一言御礼を申し上げたいと思っております。

去る13日、15日、伊豆味区において豊年祭がありました。町長を初め、課長、そして職員の方々、議会、そして町内外の多くの方々に参加していただき激励をいただきました。おかげさまで2日間、大雨もあったんですけども、何とか最後までとり行うことができました。この場をかりて厚く御礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは一般質問を通告に従い、座間味栄純、質問をさせていただきます。質問事項1、町道大嵐線について伺います。その中で①県道84号線への取り付け道路はどうなっているのか伺います。

質問事項2、新笹川浄水場について。①新笹川浄水場の進捗状況について伺います。②現笹川浄水場で取水している農業用水についてを伺います。

質問事項3、町内の豊年祭について。①町内で豊年祭を実施している行政区は何カ所あるのか。そして過去に行われていた行政区は何カ所ぐらいあるのか伺います。②今後、伝統文化を継承していくためには行政の支援が必要ではないかと考えております。以上について伺います。よろしくお願いたします。

○ 議長 石川博己 町長の答弁を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 座間味議員の一般質問にお答えする前に、議員とても格好よかったです。新たな側面から議員の活躍ぶりを見て、とても感動、感激いたしました。お疲れさまでございました。

それでは一般質問についてお答えいたします。3点の質問が出ておりますけれども、町内の豊年祭についての質問は教育長のほうからお答えいたします。

まず第1点目の質問、町道大嵐線についてお答えいたします。町道大嵐線の道路改良事業は県道84号線と県営並里農道の間、約1.1キロメートルをつなぐことを目的に平成7年度に事業着手し、平成16年度の事業完了を予定しておりました。同路線のうち、県営並里農道側は整備を進めることができましたが、県道84号線側の約400メートルについて、3筆の用地交渉が当初より難航し、工事着工ができない状況が続きました。そこで土地収用手続に着手し、沖縄県の収用委員会に諮るところまで進めましたが、条件が整わないなどにより、最終的に実現には至っておりません。その後も事業完了年度を2年間延長し、工事の執行を試みましたが、事業開始から10年を経過した大嵐線は事業再評価の対象となり、費用対効果の再計算の中で採択基準の1.0を下回ったことなども重なり、事業の再計画が認められないような状況に立ち至っております。この地域の道路整備につきましては、今後とも引き続き情報収集を進めながら、何らかの方法でできないか検討しながら、目下、情報の収集に当たっているところでございます。

次に新笹川浄水場についてお答えいたします。1点目の新笹川浄水場の進捗状況でございますけれども、昨年度から引き続き計画業務、工事1件、それから用地4筆を取得する予定となっております。現在は用地取得を進めるための交渉を継続中でございます。用地取得後に工事を着手していく予定となっております。なお、今年度の予算規模につきましては2億4,000万円となっております。2点目の現笹川浄水場で取水している農業用水についてでございますけれども、新

笹川浄水場の工事着手までにはこの機能を並里浄水場へ移転し、生産農家のために不便を来さないような対応をしてみたいと考えております。

○ 議長 石川博己 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 3点目の町内の豊年祭については私のほうからお答えいたします。

現在、町内で豊年祭を実施している行政区は6カ所ございます。過去においては具志堅区、浦崎区、浜元区の3カ所が実施されておりました。次に今後、伝統文化を継承していくためには行政の支援が必要ではないかということですが、教育行政としましては、児童生徒において社会の授業や総合学習の際に、地域の豊年祭や年中行事など、伝統文化に関することなどを地域の方々から聞き学び、学習発表会や授業参観などで発表を行っております。地域の伝統文化を学び、継承していくために、今後も引き続き学校の取り組みに対して支援をしていきたいと考えております。

少しだけ、つけ加えて述べさせていただきますと、豊年祭というのは、町史等の資料によりますと、農業社会において豊作の祈願、農村娯楽、村落共同体の連帯感、絆を深める目的で行われてきたといわれております。戦後間もないころまでは、本部町においても町内9カ字において、盛大に行われておりました。しかしながら、日本の戦後の経済発展とともに、農業社会が大きく変化しました。農業主体の経済社会から住民の職業も多様化して、若者の都市部への流出等によって地域を支えてきた消防団等の活動が停滞して、共同体としての連帯意識が希薄し、少子高齢化と相まって豊年祭を行うに当たって後継者不足等で大変厳しい環境に置かれていると思います。豊年祭の継承につきましては、基本的にはそれぞれの地域の取り組みの問題だと思っておりますが、長年継承されてきた地域のすばらしい伝統文化を継承してもらうためにも、行政としても支援していくことは大事なことでないかと考えております。先ほどちょっと申し上げましたが、学校においては豊年祭に対するいろいろ取り組みを行っておりますが、我々教育行政においても教育目標の一つとしてふるさと教育に積極的に取り組んで、児童生徒の地域文化に対する関心を高めていきたいと思っております。例えば運動会や学習発表会などでエイサーであるとか空手、三味線等による伝統芸能の発表、児童生徒の地域においての伝統行事への参加奨励を積極的に行って、ふるさとへの愛着を深める取り組みを積極的に推進していきたいと思っております。また文化協会等とも連携して児童生徒の伝統芸能、伝統行事に対する関心を深めていきたいと考えております。以上でございます。

○ 議長 石川博己 10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 質問事項1の大嵐線についてですけれども、この事業がスタートしたのが平成2年ということで、1工区、2工区、最終的には平成16年度に終了しているということで、もう既に15年以上前に終了しているということになっております。当時、地主の理解が全然得られなかったということを聞いております。その地主は本土の方だということで、なかなか厳しく事業がとまったということでもあります。この事業が無理であれば、既存の道路をどうにか。特に84号線から大嵐線へ入っていくところは、大型がなかなか入りづらいというのが現状的にありま

すし、そして伊野波側の入り口のほうも、岸本そばのところの橋は4トン以上は通らないと。両方とも大型車が全然通りづらいという環境にあり、せつかく大嵐線、農道、町道も含めて立派な道ができていますけれども、両入り口が、なかなか大型が通りづらいということが現実的にありますので、その辺の解消ができるために、ぜひ何らかの方策がないのか、事業該当するものがないか、しっかり探って、模索していただきたいと思っております。そうすることによって、中の道路が、農業の耕作放棄地等の解消にもつながっていくんだらうと思っております。大嵐線、伊豆味線から入るところなどは丁字路にすればかなり入りがよくなるんじゃないかと思っております。中の道が触れなければ、この入り口の部分だけでも丁字路にしていくという方法も、検討していいのかと思っております。その辺はどうでしょうか。水源の地域ということで、なかなか大きな工事は触りづらいという話も聞いておりますが、既存の道路、約400メートルぐらいありますので、少し川側のほうから間知を積んでやれば、四、五メートルの道は確保できるのではないかと考えておりますけれども、その入り口から既存の400メートルの、どうにか確保するという事業ができないのか、その辺どうですか。答弁を求めます。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 10番、座間味議員にご説明いたします。

現在の並里浄水場は本当に水源涵養保安林区域となっていて、当初の大嵐線のルートを選定するときに、水源涵養保安林区域を避けた線形とすることで、この水源涵養保安林区域が現道に当たるので、現道の拡幅はもう難しいかと思えます。それで基点側だけでも拡幅できないかということになるんですけれども、先ほども申し上げたとおり水源涵養保安林区域の検討もしないといけないし、勾配もちょっときついものがあるって、用地も絡んでくると思っていますので、検討していきたいと思えます。以上です。

○ 議長 石川博己 10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 今、課長の説明がありましたけれども、やっぱり水源というのはなかなか触りづらいものがあるというのは理解しております。今後また可能性があるのであれば、いろんな形で検討していただきたいと思っております。

続いて、浄水場の件ですけれども、これは進捗状況の中で地主との交渉はどのように進んでいるのか。用地買収、地主は理解得られるのか。協力できるような形に進んでいるのでしょうか。答弁を求めます。

○ 議長 石川博己 上下水道課長。

○ 上下水道課長 新里一成 10番、座間味議員にご説明いたします。

平成30年度から用地買収を初めていまして、30年度で終わったのが5筆となっております。当年度については合計4筆の用地交渉を今進めている段階であります。単価等の問題もありますが、地主によく説明して理解を得る努力を目下している最中でございます。以上です。

○ 議長 石川博己 10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 笹川のタンクはかなり老朽化しているように思えるんですけれども、あ

れは全面を壊して、新しくタンクをつくりかえていくという作業になりますか。

○ 議長 石川博己 上下水道課長。

○ 上下水道課長 新里一成 今の笹川にある装置は、急速ろ過装置でありまして、それは完了後には全部撤去して、新たに池をつくってろ過する装置になります。

○ 議長 石川博己 10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 現在、笹川で取水している農業用水を大嵐側に移すということも聞いております。去年、大嵐の農業に従事している方々から、向こうで今まで使っていたポンプは老朽化に伴い、どうにか処理できないかという要請は出ていたと思うんですけども、この笹川取水、農業用水の取水溝を大嵐に移せばかなり対応はできるんだらうと思っておりますけれども、移すに当たっての進捗状況というか、時期的なものはどんなふうになりそうですか。

○ 議長 石川博己 上下水道課長。

○ 上下水道課長 新里一成 10番、座間味議員にご説明いたします。

今、笹川浄水場にあります農業用水の件ですが、今、笹川新浄水場の件で用地交渉中でありまして、それが終わり次第工事着工します。工事着工前には確実に並里浄水場のほうに移転する予定であります。以上です。

○ 議長 石川博己 10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 これは向こうに移した場合、受益者の負担はどうなりますか。負担になりますか、あるいはまたコイン式にするとかいろんな方法があると思いますが、受益者の負担にならないようなことがあるのかどうか、よろしくお願いします。

○ 議長 石川博己 上下水道課長。

○ 上下水道課長 新里一成 並里浄水場に移す件ですが、あくまでも今の笹川浄水場にある農業用水の確保でありますので、受益者負担等の考えはございません。

○ 議長 石川博己 10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 了解いたしました。

それでは3番目のほうの町内の豊年祭について再質問したいと思います。今回、豊年祭がついこの間終わったというばかりで、この豊年祭のあり方について質問させていただきました。4年に1回やっている地域、そして過去にやっても、どうしてもいろんな事情で継続できないという地域があって、現在は町内では6カ所が実施しているということでもあります。その中で、自分たちも今やっていてつくづく感じておりますけれども、いろんな意味で台風シーズンでもありますし、台風で一日でも吹っ飛んでしまうと本当に赤字で、これが継続していけないような状況というのを感じております。その中で200年ぐらいの伝統のある地域行事をやっていくというのはとてもエネルギーが要りますし、同時に地域が一体となることができるという、とてもすばらしい行事でもあります。特に本土の方が地域に移住してきた人たちも積極的にかかわって、もちろん学校の生徒たちもそうですが、いろんな意味で地域が一つになれるという、非常にすばらしい経験をさせてもらっております。二、三カ月前から練習をしながら、みんな仕事も忙しい中、一生

懸命頑張ってくれて、結果、最終日、打ち上げのときに非常にみんなに感動していただきました。やってよかったなということで、いろんな方々からよかったよという言葉をいただいて、これはまた来年もぜひ継続しようという思いを、今新たにしたところであります。その中で、やっぱり地域的な行事ではなくて大切な伝統文化を継承していくという意味で今回質問させていただいております。どうにか町も、何らかの形で支援していく方法として、やっぱり町長がことし立ち上げた、心豊かな我が町づくり推進事業、250万円の中から1行政区で上限50万円が使用できるという事業も組んでおります。それも豊年祭の事業にととても合致するんじゃないかと私は思っております。次年度以降、この心豊かな我が町づくり推進事業を実施している地域に、優先的に使用させていく方法も検討してもいいのではないかと。あるいはパワーテントというのも非常になくてもはならない部分ですので、まちでパワーテントを購入して、いろんな観光事業も含めて、地域でやっている豊年祭等にまちのパワーテントを使ってもらおうという方法も検討していいのではないかと。また設置に当たってはいろんな町の業者もいますので、業者の皆さんにも協力いただいて、そうすればみんなが参加しているような、より地域色が出せるのではないかと思っております。そういった支援があれば、今までいろんな事情でできなかった地域のまた新たにやってみようかということにもなろうかと思えます。そして継続している地域も大きな後押しにもなるだろうというふうにも思っております。そういうことでこの支援の仕方について、どうお考えなのか答弁を求めたいと思います。

○ 議長 石川博己 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 10番、座間味議員にご説明します。

議員おっしゃるとおり、豊年祭は地域の皆様が一体となって練習から本番まで一つの事を成し遂げるということはすごくエネルギーが要るし、また終わったときの区民の皆さんの充実感というのも大変感慨深いものがあると思えます。そういう形でその地域の伝統芸能を保全して継承していくことは非常に大事であるということも町としては十分認識しておりますし、またそのように地域の方にも頑張ってもらいたいと思っております。そういうことで、今おっしゃる予算面とか、準備からいろいろやるところでパワーテントなどの備品といいますか、そういうものを準備するための予算面などで、また地域としては非常に苦慮しているということも話は伺っておりますので、町として、やはりこの心豊かなふるさと事業、ふるさと納税を財源としているいろんな面で地域の皆さんが地域の中でコミュニティー活動をする上で必要な備品とか機材とか、そういうものの購入に充てることで、今、町のほうから補助している事業でございますので、その豊年祭の趣旨という面も大変合致しているというふうに理解しております。議員から提案のあります町のほうでパワーテントを購入して、例えば豊年祭のある字に貸し出しをすとかという提案も大変いいご提案であると思えます。ただ、サイズなどですね、その地域によってはどれぐらいの大きさのものが必要なのかとか、またおさまるかとか、いろいろ予算面で、今リース料でどのぐらいかかっているのかとかあると思えますので、その辺は地域の区長とか、豊年祭をやっている字の区長、あるいはこれまで継承してきたんだけど、今厳しい状況にあるという字の区長などが

らもいろいろ情報をお聞きしながら、町としてもできるだけそういう事業を活用して、字のほうに協力できるような形で検討していきたいと考えます。以上です。

○ 議長 石川博己 休憩します。 休憩（午前11時57分）

再開します。 再開（午前11時59分）

10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 最後に町長にお伺いしたいんですけれども、この支援のあり方について、先ほどいろいろ議論させていただきました。町長の答弁を最後に求めたいと思います。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 新しい時代の流れになっているのかと思っております。議員がおっしゃっているように集落だけではなかなか豊年祭も対応しづらいような状況になっているのかなと思っております。今回の伊豆味の状況を見ても集落の方と、そして移住者の方としっかり融合しながらやっている状況。そしてまたそれだけじゃなくて、常平生なかなか顔を合わさないけど、集落の中からよその地域に出ていった方々なども一緒になって物事ができるという形というものが、まさに心の豊かさというものを感じ取った次第でございます。ついては、この心豊か事業で対応できる部分については積極的に対応していただくようにということで、行政としても支援していきたいと考えております。なお、パワーテント等については、またどういった形のほうがいいのか。どこかの集落が調達して、そしてみんなで使えるような形態がいいのか、町で持ったほうがいいのかですね、いろんな形があると思いますので、その辺を検討させていただいて、より精神的な部分での豊かさというこの豊年祭というものが継続できるようにバックアップ体制をしっかりとやっていきいと、このように考えております。

○ 議長 石川博己 10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 最後に町長の答弁をいただきました。このパワーテントに関しては、現実的に、今後、クルーズ船も入ってきます。港での活用も大いにできると思います。いろんな意味で、ここで迎える際のイベント等にもかなり役立つと思っておりますのでよろしく願いしたいと思います。以上で一般質問を終わらせていただきます。

○ 議長 石川博己 これで10番 座間味栄純議員の一般質問を終わります。

これで一般質問は終了しました。

休憩します。 休憩（午後0時01分）

再開します。 再開（午後1時30分）

日程第2．議案第28号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 さきに提案しております議案第28号の説明をいたします。

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。議案第28号でございます。

1枚目めぐりまして、ページ番号1番をお願いいたします。消費税の一部が8%から10%に改正されることに伴う関係条例の改正でございます。今回、改正理由、改正内容が同じであります5つの条例の改正をまとめて提案しております。

1ページの第1条で、本部町会館に関する条例の一部改正、第2条で、本部町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正、第3条で、本部町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正。ページを開けまして、2ページ目の第4条、本部町下水道条例の一部改正、第5条、本部町営市場設置及び管理条例の一部改正、この5つの条例の改正でございます。

新旧対照表の4ページをお願いいたします。横の表の上段でございますが、右が現行、左が改正案になっております。右の現行のアンダーライン、100分の108を乗じて得た額というのが、現行の消費税8%をさしております。左の改正案でございますが、アンダーラインのほうで消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額及び消費税額に地方税法第72条の83に規定する地方消費税の税率を加えた額とするというのが、これが法律で定められております今回の10%の部分でございます。今回、税率を打たずに法律が改正になったら、その改正どおり消費税を、改正の必要がなくなるよう税率を打つわけではなく法律の文言をこちらで記入しているところであります。

以下、4つの条例も全て同じ内容でございます。以上、説明を終わります。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第28号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第28号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第29号 本部町固定資産税の課税免除に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。住民課長。

○ **住民課長 平安山良信** さきに提案しました議案第29号についてご説明いたします。

議案第29号大丈夫でしょうか。本部町固定資産税の課税免除に関する条例の全部を改正する条例の制定について。

8ページをお開きください。8ページに条例の概要についてまとめてあります。1のほうで改正の経緯及び必要性、2のほうで地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関

する法律。これは地域未来投資促進法と呼んでおりますが、そのものについて説明します。

まず1の改正の経緯及び必要性についてでございますが、(1)(2)2点でございます。まず(1)について、課税免除を受けることができる対象者、また課税免除の対象となる施設等を条例の中で明記する必要があるため、条文の改正をするものでございます。条文を改正することで、改正前に課税免除の対象となっていた施設が対象外になることはございません。

次に(2)についてでございますが、地域未来投資促進法で沖振法と同様に、地方税の減免に伴う減収補てん制度が創設されました。それらの規定を追加するため、条例を改正する必要がございます。以上が改正の経緯と必要性でございます。

次に2の地域未来投資促進法についてご説明いたします。地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業を生み出す経済波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取り組みを支援するものでございます。以前の企業立地促進法、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が一部改正されたものでございます。なお、この課税免除をしたことによる固定資産税の減収分については、沖振法と同様に減収補てんを受けることができます。最後に、7ページをお開きください。7ページのちょっと上のほうに3とありますが、これは附則の3項でございます。3項のほうで、企業立地促進のための固定資産税の特例に関する条例は廃止するということをうたっております、これは地域未来投資促進法で固定資産税の課税免除規定が新たに整備されたため廃止するものであります。以上でございます。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 お伺いします。

第3条、観光地形成促進地域と第4条、情報通信産業振興地域、第5条、産業高度化・事業革新促進地域という、その地域を教えてくださいのと、実際、今課税免除を受けている企業…、企業名はいいですが、その種別や職種などを教えてください。

○ 議長 石川博己 住民課長。

○ 住民課長 平安山良信 12番、喜納議員にご説明いたします。

まず、議員からありました3条の観光地形成促進地域でございますが、沖縄県全域が指定されております。観光関連の施設の整備を促進するために固定資産税が5年間課税免除となります。第4条、情報通信産業振興地域につきましては、本部町ほか県内23市町村が該当されております。これも5年間固定資産税の課税免除を受けることができます。続きまして4ページ、第5条の産業高度化・事業革新促進地域についてでございますが、これも沖縄県全域が指定されており、固定資産税の課税免除を5年間受けることができます。

それで今回、本町で事業の対象となっているものでございますが、現在、本町では情報通信産業振興地域で2事業者がこの課税免除の制度を受けています。主に通信関係の事業者になります。もう一つ、産業高度化・事業革新促進地域につきましては6事業者が対象となっております。製造業などの企業が主な対象事業者となっております。以上です。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 5カ年分についての課税免除とありますが、その課税免除の、何と申しますか、単純に課税される分が丸々免除されるのか。それともその一部なのかということと、あとこの5カ年分の中でこれは全部期間的には統一なのか、バラバラなのか。そこら辺まで教えていただけますか。

○ 議長 石川博己 住民課長。

○ 住民課長 平安山良信 12番、喜納議員にご説明いたします。

まず満額なのか、一部なのかということでございますが、この対象となる機械については満額となります。産業高度化地域については県の認定などが必要になりますので、認定をとった施設については満額になります。あとこの期間についてでございますが、それぞれ即する期間が変わってきますので、即して5年間となっております。以上です。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 じゃあ、この中には例えば我々本町は観光立町ということでホテルの建設などがありましたし、今もやっているところもありますが、それもその中に当たると思いますが、ホテル名はいいませんが、ホテルが今建って、大きなホテルが。そのホテルなど、今後の部分に関しても5年以降に関しては固定資産税収入というのは発生してくるものだと思いますが、休憩をお願いします。

○ 議長 石川博己 休憩します。

休 憩（午後1時43分）

再開します。

再 開（午後1時43分）

12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 その固定資産というのは、我々本町に関しても、とても大切な税収でありますので、しっかりとそこら辺を見きわめながら、しかし、雇用の促進の場、企業の誘致などもバランスをとりながら当局もしっかりとやっていただきたいと思っております。答弁は要りません、以上です。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第29号 本部町固定資産税の課税免除に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第29号 本部町固定資産税の課税免除に関する条例の全部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第30号 本部町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。住民課長。

○ 住民課長 平安山良信 さきに提案しました議案第30号 本部町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

議案の8ページをお開きください。8ページに条例の概要をまとめております。施行日が令和元年11月5日であります。まず1番、目的、女性活躍推進の観点から住民基本台帳法施行令が改正され、令和元年11月5日から申請をした方に限り住民票等に旧氏を現在の氏と併記する取り扱いが開始されることとなりました。これに伴い、旧氏で印鑑登録を行い、印鑑登録証明書に旧氏を併記することができるようにするため本条例を改正いたします。

2のほうに、旧氏の説明があります。旧氏とか、その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録されているものとなります。

3番目のほうに、具体的に旧氏の例が出ておりますが、住民票、個人番号カード等に記載できる旧氏ということで、例が示されております。旧氏を初めて記載する際には、任意の旧氏を記載可能ということで、例えば佐藤さんという方がいまして、結婚して山田さんになりました。離婚して佐藤さんに戻りまして、再婚して田中さんになりました。離婚して佐藤さんになって、再婚して小橋さんになったという事例があった場合は、この方は佐藤も山田も田中もいずれも旧氏として記載することが可能であります。

4番目のほうに、旧氏の記載の請求、旧氏の確認方法が書かれておりますが、旧氏は1人1つ、記載を希望する者は、住所地市区町村に請求することができます。請求者はそれを証明するために戸籍謄本等を持参しなければならないとなっております。以上です。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第30号 本部町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第30号 本部町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第31号 本部町水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。上下水道課長。

○ 上下水道課長 新里一成 さきに提案しました議案第31号について説明いたします。

本部町水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。1枚めくりまして、1ページから7ページが改正条例となっております。その次の部分で参考資料①で1ページから18ページ、新旧対照表となっております。最後のページのほうに参考資料②をつけております。そのほうで説明したいと思います。主な改正点というタイトルであります。

改正1、第2条の一部改正。理由が給水区域の明確化。給水区域とは、管理者が水道事業を展開する区域のことです。その設定は、可能な限りの給水サービスの公平性・水源の能力・施設設備の費用やその財源を十分に検討し、厚生労働省の認可を得て決定されます。現在の条文は住民の誤解を招くおそれがあり、また当該給水区域は本部町水道事業の設置等に関する条例によって規定されています。そのため、当該一部改正により規定条例の整理をする必要があります。これは新旧対照表の1ページのほうをお願いいたします。1/18というページです。第2条のほうで給水区域は27字とすとなっておりますので、この場合、住民から見た場合には全地域給水できるものと誤解を招きますので、新条例では、水道事業の設置等に関する条例の規定とするというふうに文言を改正したいと思います。これが改正点1のほうです。

続きまして、改正2、旧第10条から第13条、旧第34条第1項第2号の削除の理由ですが、まず給水装置工事を施工する者の変化ということで読み上げます。給水装置工事業業者とは、例えば新築を建てる際に、道路等による配水管から新規に水道を接続する工事を施工する者のことです。四角の枠のほうで、以前は①管理者、②指定給水装置工事業業者が行っています。この①の管理者というのは町が直接新築等の家屋の引き込み等の工事をしておりました。下のほうですね、上記のとおり、以前は①の管理者も当該工事の施工を行っていました。しかし、現在は業務の効率化・経費削減の観点から、管理者が指定した適正な工事を行えると認められた②の事業者のみが施工しています。そのため、管理者が当該工事を施工するために必要な規定であった当該条文を削除する必要があります。そのためにこの条文を削除する改正案でございます。

続きまして、改正3、新第24条の新設及び旧第28条の付記の削除。理由、給水の用途の公平な適用ということで、給水の用途について、現行の条文は住民の誤解を招くおそれがあります。よって明確な認定基準を規則で定める必要があります。そのため用途名の表記及び適用基準を規則で定める旨の条文の新設と旧条文の整理が必要であります。これがこの理由となっております。

改正点4、これは新第31条第1項、すみません、ここは「5号及び6号」になっていますが、「4号及び5号」の新設と修正をお願いします。理由のほう、指定給水装置工事業業者制度の改正に伴う手数料の徴収。従来、管理者が行う指定給水装置事業者の登録は新規の指定のみでありましたが、水道法の改正により、5年ごとの更新制となりました。これにより管理者の指定業務等が増加するため、地方自治法第227条に基づき、新規指定・更新・指定証再発行の手数料を徴収することとなりました。そのため、当該手数料を定めた条文の新設の必要があります。

改正点5、新第33条の新設。理由、未納水道料金等の債権の放棄の根拠の追加及び明確化。未

納水道料金等は民法173条第1項の消滅時効費が適用された後に債権消滅となります。その他にも債権を放棄すべき事項があります。その事項を明確にすることにより、より適正な債権の放棄が可能となります。そのため、当該債権の放棄の根拠を定めた条文を新設する必要があります。以上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第31号 本部町水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第31号 本部町水道給水条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第32号 本部町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。上下水道課長。

○ 上下水道課長 新里一成 さきに提案した議案第32号についてご説明いたします。

議案第32号 本部町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。1枚めぐりまして、新旧対照表になっておりますが、先ほどの条例改正のほうでも述べましたが、給水区域を明確化する意味での条例改正でございます。

まず給水区域を旧条例では本部一円とするとなっておりますが、これを水道法に定める認可を受けた地域とするということで、そういうふうにしております。2番目の、3項のほうで給水人口の変更、4項のほうで1日最大給水量の変更という形に置きかえています。

3枚目のほうに認可を受けた時点の参考資料としてつけております。今後はそれに沿って、認可を受けた時点でその条例を改正することなく、それで変わるという条例改正案にしております。以上です。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第32号 本部町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採

決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第32号 本部町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第33号 北部広域市町村圏事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 さきに提案しております議案第33号についてご説明いたします。

北部広域市町村圏事務組合理約の変更についてということで、一番後ろのページをごらんください。右下の枠が平成15年度から25年度、今年度までの実績でありいます。本部町は平成24年度のほうでネットワーク整備とWi-Fi整備を行っております。

前のページの参考資料をごらんください。右のネットワーク整備概要図ということで、凡例の中で令和元年整備対象NW延伸ということで、ネットワーク延伸ということで、大宜味から国頭村のほうまで、一部延伸があります。それとまたWi-Fiですね、Wi-Fi拠点が3カ所設置予定であります。

前のページに戻って2枚目をごらんいただけますか。提案している次のページです。北部広域市町村圏事務組合の一部を変更する規約ということで、北部広域市町村圏事務組合理約の一部を次のように変更する。第3条第15号中「(名護市、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村に係るものに限る。)」を削る。ということで、今回、国頭村が新しく入ってきております、12市町村全部入ってきていますので、その分を削るという今回の規約の変更であります。

この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行するとあります。説明は以上です。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第33号 北部広域市町村圏事務組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第33号 北部広域市町村圏事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第34号 令和元年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 議案第34号でございます。

2枚めくりまして、3枚目をお願いいたします。令和元年度本部町一般会計補正予算。令和元年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ2,542万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ122億5,891万8,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。(地方債の補正)第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書でもって説明をさせていただきます。歳出のほうから10ページ、11ページをお願いいたします。主なものをピックアップして説明をさせていただきます。2款1項総務管理費の1目一般管理費でございますが、11ページの下から4段目、沖縄振興特別推進交付金過年度分返還金306万4,000円でございますが、こちらは県道名護本部線の拡張工事に伴い、平成24年度に補助金を活用しまして、市場駐車場用地を取得して整備しております。まーすや一の隣です。その用地につきまして、道路の拡張に伴い売払が必要となりました。補助を活用しておりますので、その売払の分に係る補助金の返還分を計上しているところでございます。売払の収入につきましては、後ほど歳入のほうで説明させていただきます。13ページをお願いいたします。上から3段目、北部広域市町村圏事務組合負担金913万5,000円、こちらは前の議案で企画商工観光課長が国頭へのネットワークの案件を提案しましたが、その延伸分に係る本町の負担分でございます。北部広域ネットワーク機能強化事業の分の増加、国頭村へのネットワーク延伸の分で本町負担分となっております、それは過疎債を充てる予定でございます。その2つ下、財政調整基金積立金1億640万5,000円、こちらは平成30年度の剰余金が2億1,200万円程度出ました。地方財政法の規定により、約2分の1を積み立てるものでございます。その下、子ども・子育てゆいまーる基金積立金818万円、こちらは今年5月に受け入れを開始しまして、7月末までの寄附分を積み立てております。こちらはふるさと納税の適用を受けない企業分、あるいはふるさと納税を選択せずに寄附していただきました個人分、計15件分の寄附となっております。15件の分を今回818万円計上しております。それ以外に現在、ふるさと納税で8月末までに470万円程度いただいております。その分につきましては、年度末に他のふるさと納税分と一緒に基金にそれぞれ積む予定となっております。今回はふるさと納税の適用を受けない分のみをゆいまーる基金に積み立てるものでございます。続きまして、その下、物流拠点施設維持管理基金積立金158万4,000円の減額、こちらは指定管理で運営しております、冷凍冷蔵庫施設に係る積立金でございます。当初予算において、平成29年度の実績と同等額を計上しておりましたが、平成30年度の実績が固まりましたので、その実績にあわせて減額の補正をしているところでございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。民生費、社会福祉費の繰出金、真ん中より若干下のほうになりますけれども、国民健康保険特別会計繰出金112万1,000円、こちらは国民健康保険特別

会計において、今年度歳入不足が生じる可能性がございますので、一般会計から112万1,000円の基準外繰出を行う予定ということで計上させていただいております。続きまして、23ページをお願いいたします。同じく民生費でございます。下から5段目ほどでございます。負担金補助及び交付金の保育士正規雇用化促進事業補助金30万円、こちらは非正規雇用の保育士を正規雇用へ転換する支援の事業となっております。新規正規雇用に取り組む事業者に対しまして、1名につき30万円を補助するものでございまして、こちらは今回、ゆい保育園に1名分補助をいたします。県の10分の10事業となっております。一番下、子育てのための施設等利用給付費265万2,000円、こちらは10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタートいたします。こちらは認可外保育施設などに通う児童の無償化分の経費を計上しております。こちらは10分の10国庫補助となっております。

続きまして、29ページお願いします。農林水産業でございます。下から5段目、負担金補助及び交付金の新規就農一貫支援事業補助金718万5,000円、こちらは新規就農者の経営安定に必要な農業機械、施設等に係る費用の一部を助成するものでございます。今回、パイプハウス10アールの補助でございまして、こちらは事業費の10分の8が県補助、残りの10分の2が就業者の負担となっております。今回は対象者1人ということで計上させていただいております。下から3段目、修繕費でございますが337万3,000円、こちらは並里にあります山専科農道排水路の修繕でございます。近隣の宅地の建物への浸食が今現在起きておりまして、それを早期に手当する必要があることから排水路の修繕を予定しております。こちらは全単費となっております。一番下、崎本部農免農道排水路工事費129万8,000円、こちらは崎本部農免農道排水撤去及び排水路の工事になりますがベルビーチゴルフクラブの近隣の排水路が民有地内に設置されております。そのことからその撤去と切り回しの費用を計上しております。こちら単費になります。

33ページお願いいたします。商工費になります。下から4段目、市場駐車場改修工事費109万1,000円、こちらは先ほど返還分でも説明いたしましたが、名護本部線の拡張工事に伴い、まーすや一横の市場駐車場の改修工事が必要となります。その費用を計上しているものでございます。その歳入につきましては、土地売却のほうで説明をいたします。

続きまして、37ページ、土木費をお願いいたします。上から2段目、修繕費でございます。248万9,000円、こちらは備瀬区と崎本部区内の側溝の改修でございますが、早目に改修する必要性がございますので、備瀬と浜元区内の側溝の整備を行います。こちらは全単費となっております。その2つ下、町内道路維持管理工事費552万8,000円、こちらは渡久地区の旧ファミリーマート裏手にあります避難路の整備を現在進めているところでございますが、現況の工事を進める中で、道路のブロックの擁壁が傾いておりますので、その擁壁の改修工事を行うものでございます。こちら単費でございます。そのまた2つ下、ヒューム管材等購入費823万3,000円、こちらは備瀬区と豊川区の側溝の整備に係る資材の費用です。現在、民間の方が民家を建てるために工事を進めておりますが、その排水工につきまして、工事は民間の事業者、資材は町が負担ということで資材分だけを計上しているところであります。全ての工事を終了しましたら、町の所有となる

ことになっております。こちらも単費でございます。そして次の委託料から下でございますが、その委託料の中に佐伊土間線の測量業務と、その4つ下に伊野波橋、その3つ下にまた伊野波橋の委託料と工事がありますが、この両橋とも長寿命化対策事業の補助金を充てておりましたが、十分な補助金が確保できなかったため、今回それぞれ800万円余り、1,300万円余り、工事費で1億4,200万円余りを取り下げるものであります。同じく石川線と満名川線がありますが、こちらは事業内の組み替えでございます。

続きまして、消防費、45ページをお願いします。上から2段目、工事請負費の防災施設機能強化工事費500万円、こちらは一括交付金を活用しまして渡久地に、旧ファミリーマート後ろに整備を進めている避難路の工事でございます。こちらでも工を進めている中で岩掘削、地盤改良、周辺家屋への安全対策等が必要になり、今回補正増をするものでございます。先ほどのものは単費でございますが、こちらは8割国庫補助の分でございます。一番下、備蓄食等購入費550万4,000円、沖縄観光防災力強化支援事業を活用しまして、観光客向けの備蓄食料と水を整備するものでございます。今回、食料5,130食分、水で500ミリリットルで8,550本を整備いたします。9割の国庫補助でございます。

47ページをお願いします。教育費、下から4段目、車両購入費1,013万円、こちらは崎本部小学校が本部小学校に統合することに伴うスクールバスの購入でございます。33人乗りの購入を予定しておりまして、過疎債を充てる予定でございます。一番下、本部高校後援会補助金53万円、こちらは昨年11月にふるさと納税受け入れ枠を新たに設置したものでございまして、本部高校魅力化支援事業に関する事業への寄附額から経費を除いた2分の1を補助するという決まりがございまして、今回、そのふるさと納税で入ってきた分を、経費を除いた2分の1、53万円を後援会に補助するものでございます。49ページをお願いします。同じく教育費、委託料の中で下から3番目、水納小中学校屋内運動場耐力度調査業務委託料106万4,500円、こちらは水納小中学校の体育館の建てかえのための耐力度調査を行う委託料でございます。計画では、今年度は耐力度調査を行いまして、来年度設計、令和3年度工事を予定しておりまして、令和3年度末に完成を予定しているものでございます。こちらの委託料は単費でございます。以上が歳出でございます。

歳入は、4ページ、5ページ目をお願いいたします。その前に先ほど歳出で述べました事業の国庫補助、そして県補助をそれぞれこの歳入のほうで組んでおります。それでは5ページの上から4段目をお願いします。土地売払収入、市場駐車場売払収入412万6,000円、その同じページの下から10段目あたりに雑入の(2)市場駐車場工作物移転料、合わせまして496万5,000円、こちらがまーすや一隣にあります市場の駐車場でございますが、土地の拡幅によって売り払う分の売払収入と工作物の移転料を合わせまして496万5,000円を計上しております。同じページの上から5段目、土地売払収入の(2)谷茶公園売払収入2,483万3,000円、下から10段目あたりに雑入、(1)物件補償費948万6,000円、こちらを合わせまして3,431万9,000円、こちらは国道449号の拡幅工事に伴い谷茶公園用地の一部を売り払うことになっております。これの収入と外灯、バックネット等の物件の補償費を合わせまして3,431万9,000円を計上しているところでございます。

以上、説明を終わります。

○ 議長 石川博己 休憩します。 休憩（午後 2 時24分）

再開します。 再開（午後 2 時32分）

質疑を行います。1 番 真部卓也議員。

○ 1 番 真部卓也 教育費の車両購入費の件について伺いたいと思います。

47ページ、説明では33名乗りのスクールバスということですが、崎本部小学校が閉校するために購入ということですが、33名乗りで間に合うのかどうかと。今現在3台のスクールバスが走っているんですが、それも加えて合計4台になるのか。この2点を伺いたいと思います。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 1 番、真部議員にご説明いたします。

バスは33人乗りということで、現在小学校に在籍している児童生徒ですね、19名現在おります。幼稚園に1名いまして、今20名ではありますが、学校に通っている生徒以外で崎本部字を有している学生もいますので、それを合わせて33名乗りのバスを1台購入、計、今ある台数を合わせて4台ということで運行をしていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。2 番 崎浜秀昭議員。

○ 2 番 崎浜秀昭 13ページの積立金、財政調整基金ですが、現在、積み立ては合計どれぐらいあるかということと、積み立てはとてもいいことだと思いますが、いろいろまた町民から要望がある中で、現在、予算が厳しい状況の中にあって、町民の要請に応えきれているのか。基本的にこれで適当かということと、あと25ページ、これは負担金補助及び交付金というところの里帰り予防接種費用助成金という、この説明をお願いいたします。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 2 番、崎浜議員にご説明いたします。

2点ございまして、まず1点目の積立金の額でございまして、平成31年3月31日現在、決算書にも載せていただいておりますが、平成31年3月31日現在の本町の財政調整基金の現在高は約18億5,100万円でございます。こちらが現在高でございます。2点目の町民の要望に応えているか、それが適当かということでございますが、財政調整基金に関しましては、各地方自治団体、どれほど積み立てればいいのかという基準がございません。なので、それぞれの自治体が積立額を幾らが適当かという判断をするところでございまして、本町の場合、今年度の当初で2億4,000万円取り崩しております。昨年も約1億円取り崩しております。当初予算におきまして、2年連続、今現在取り崩しをせざるを得ない状態で当初予算を組んでいる状況でございます。そのようなことを鑑みますと、今現在、工事が集中しているところでございまして、財政を預かる担当課としましては、18億円でございますが、そのうちの1年で2億円余り積み立てが崩されるとなると、続けば10年もたないのが現状でございますので、18億円が適当かどうかということに関しましては、まだ…、決して多い額とは思っておりません。しかし、貯めればいいのかというものでもございませんので、今現在、緊急を要するものから単費を充てて工事をしているところでございます。

ので、町民の要望にもできるだけ応えるよう努力しているところでございます。以上です。

○ 議長 石川博己 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 崎原 誠 2番、崎浜議員にご説明いたします。

歳出、里帰り予防接種費用助成金につきましては、通常、今現在乳幼児にあらゆる予防接種を実施しているところでございますが、通常は病院との委託契約に基づいて、病院のほうから請求が来るようになっております。ですが、里帰り等ですね、町外や県外のほうに里帰りにより子育てをする世帯もありまして、その際にそちらの病院と委託契約を交わせない場合はとりあえず一旦自己負担で支払ってもらって、その領収書等に基づきまして、帰ってきた際に償還払いで予防接種の助成をしています。そのために今回、委託料のほうに組み替えをいたしまして措置しているところでございます。以上です。

○ 議長 石川博己 2番 崎浜秀昭議員。

○ 2番 崎浜秀昭 財政調整基金の件についてですが、きょうの質問がありましたように、満名川の周辺に冠水箇所があるということ。こういったものは本当に潮位が上がったときとか大雨のときとかは冠水の頻度は高くなっていると思うんです。そういったところも緊急に改修、改善する場所じゃないかと。私はこういったところにこそ緊急性を要するものがあって、こういった予算がないのであれば、単費でもやっていくという考え方も持ってしかるべきじゃないかと。そういうことで、今後そういったところも検討いただけないかと思いますが、いま一度伺います。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 2番、崎浜議員にご説明いたします。

満名川の氾濫の箇所につきましては、私ども防災も担当しておりますので把握しております。午前中の答弁にもあったと思われましても、かさ上げした場合の学校への影響等もございませぬので、その調査をして実施するというところでございまして、決して整備しないわけではございません。必要でありましたら整備をいたしまして、いろんなもののクリアを要するというところで、私どもから建設課のほうにも投げかけておりまして、そのクリアする部分がはっきりしまして、それで効果的であるということでありましたら、当然予算をつけて整備するものでございます。

○ 議長 石川博己 2番 崎浜秀昭議員。

○ 2番 崎浜秀昭 里帰り予防接種費用助成金ということは、町内の方が他府県に行って里帰りして、そして予防接種を受けて補助があるということによろしいでしょうか。

○ 議長 石川博己 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 崎原 誠 2番、崎浜議員にご説明いたします。

議員おっしゃるとおりでございます。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。5番 小橋川 健議員。

○ 5番 小橋川 健 43ページの修繕費、町営住宅の維持管理に係る修繕費とありますが、内訳はわからないんですが、この町営住宅が幾つか町内にある中のものに対する修繕費だと思うんですが、ここでちょっと聞きたいんですが、幾つか町営住宅はありますが、この修繕費などはあ

くまでも、例えば住民から要望があったときに修繕をするのか、それとも行政が、例えば年に1回とか半年に一遍とか、安全点検とかそういうものを行った上で行っているものなのか。現在そういうものがあるのであればそのやり方を教えていただいて、またないのであれば、将来どういう形でそういうものを考えているのかお伺いしたいです。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 5番、小橋川議員にご説明いたします。

現在のところは、共有部分については役場が回って点検していますけれども、個々の世帯についても壊れているよとか、情報提供があったら対処しているところです。

○ 議長 石川博己 5番 小橋川 健議員。

○ 5番 小橋川 健 ものにもよると思うんですが、今、共用部分というお話を聞いているんですが、ものによっては事故とか、けがをする可能性があるところも出てくると思うので、この辺は場所によっていろいろ違ってくると思いますが、やはり老朽化しているところも結構ふえてきていると思いますので、住民としっかり話をもって、迅速に対応できるように。また新しい町営住宅等、古い住宅等がどうしても出てくると思うんですが、その辺で町民間の不公平感とかそういうものも出てくる可能性も十分ありますので、こちらもちもちを持って、住民、町民の方に対応すればそういうものもなくなるのかなと思って、しっかりやっていただきたいと思います。以上です。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。6番 伊良波 勤議員。

○ 6番 伊良波 勤 先ほど休憩中にも副町長とお話させていただいたんですけれども、45ページの備蓄食等の件ですけれども、5,300食余り備蓄されていると。いずれこの食品も消費期限、賞味期限が来ると思います。期限が迫ってくるとそのまま捨てるわけにはいかないの食すると思いますけれども、5,300食のうち、行政の方だけ、一般の方々はなかなかこういうものがあるとはわからないと思いますので、各行政区の区長あたりに、賞味期限の半年前なのか、1カ月前なのかはわかりませんが、これをしっかり把握させる意味でも食していただくということも大切だと思いますけれども、そこら辺はいかがですか。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 6番、伊良波議員にご説明いたします。

今回5,130食分を購入しまして、本町に1万食余りの備蓄食料を整備できることに、合計でなりますけれども、平成27年度に購入した備蓄約800食が来年7月末で期限を迎えます。役場としては、11月5日に沖縄県の一斉訓練がございます。その中で、毎年本町も参加しまして、各行政区に呼びかけまして行政区単位、あるいは学校施設等に説明会を行いまして、学校施設単位でその日に、一緒に訓練を行うことを毎年行っておりますが、先ほど申し上げましたとおり来年7月に食料の期限を迎えますので、ことし11月5日の避難訓練の際にこの訓練の一環としまして、そして備蓄食料を実際に食べてもらうということも兼ねまして配付を考えているところでございます。これから毎年のように期限が来ますので、防災の教育啓蒙の観点から賞味期限を迎える備

蓄品に関しましてもうまく活用できるようにしていく考えでございます。以上です。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 1点だけすみません、気になったので。重なるところもありますが、質疑いたします。

先ほど小橋川議員が質疑をなさった43ページの修繕費ですが、これは壊れた箇所の修繕ということですが、例えばこの部屋から出る場合とか、普通の民間であれば、例えば敷金礼金、いろんなもので修繕をしますが、出る場合にそのまま、一つの例として、何も修繕されないまま出て、そのまま放置される例もあったりするののかということと、それにも充てられるのか。それは全部役場職員が、建設課で対応をするのか。それをちょっと伺いたいと思います。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 12番、喜納議員にご説明いたします。出る場合は畳代だけは取って、あとの修繕は単費等で充てているということです。事前に、最初から入居の際に、入居の3カ月分の補償費を取って、敷金を取っているの、それから畳代だけは出して、あとは町役場で直しているという形になっております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 それの対応ですが、やはり町営住宅なので建設課が行っていると思いますが、実際のところ、これは決算にも出てきておりますが、滞納の部分がありますよね。そういった徴収の部分とか修繕の部分とか、全てが建設課のほうで、これができるのか。できるのかというか、これに建設課として負担が来ていないのか。そしてもう一つ、制度上なのかどうなのかわかりませんが、例えばそれを民間に委託することは可能なのかということをお伺いしたいと思います。

○ 議長 石川博己 休憩します。

休 憩 (午後2時52分)

再開します。

再 開 (午後2時59分)

12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 そうですね、この決算の状況見たり、職員の負担やら、いろんなことを考えたときにいろんな選択肢も持って、効率的に全てが、みんなが効率的に回るような仕組みというのを随時考えていくのが職員のためでもあったり、やはり住んでいる人たちのためでもあったりするので、それは今後、もう築何十年という町営住宅はざらに出てきますので、そういった面でも町営住宅の管理、運営のあり方というのを、やはり少し検討していく必要があるのかなと思っておりますが、そこら辺、最終的に答弁、町長、副町長どちらでも構いませんのでお願いします。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 先ほどもご質疑がございましたけれども、公営住宅の管理のあり方、議員おっしゃるお話としては、民に力をかりてできて、そして合理的な対応ができないだろうかという思いでしょうけれども、一つは管理については委託でできると思います。先ほどもありましたように、徴収については公金を扱うので、とてもそれは仮に制度的に可能としても相当慎重な対

応が必要だろうと考えるところであります。そして今後の一つの方法としてどのような形でより効率的にかつ合理的にもっとわかりやすく言えばコストを低くして、より質のいい管理ができるのかというようなことについては、逐次検討していきたいと思っております。特に古い公営住宅が、議員おっしゃるようなことから、今後また公営住宅をふやすに当たって管理の面についてもよりよい形を検討していきたいと、このように思っております。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 2点お伺いします。

まず29ページ、下から4段目、修繕費です。337万3,000円、この場所を教えてくださいか。それともう1点、先ほどの喜納議員とも関連するんですが、町営住宅に関して、家賃と水道料金は同時集金なのか、その辺をお伺いします。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 9番、具志堅議員にご説明いたします。

29ページの修繕費ですが、場所がマイカーセンター玉城、並里の。その横が削られてきてちょっと危ないということで修繕費を取っております。家賃と水道料金は別個になっております。以上です。

○ 議長 石川博己 休憩します。

休 憩（午後3時03分）

再開します。

再 開（午後3時07分）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第34号 令和元年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第34号 令和元年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第35号 令和元年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 崎原 誠 提案しております議案第35号について説明いたします。

令和元年度本部町国民健康保険特別会計補正予算書をお開きください。表紙をめくりまして、次のページをお願いします。令和元年度本部町国民健康保険特別会計補正予算。令和元年度本部町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,295万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,548万3,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

詳細について説明いたします。3枚めくりまして、歳入歳出予算事項別明細書の総括表をお開きください。今回の補正につきましては、平成30年度決算剰余金の繰越金の計上と、その他必要な予算措置を行っております。上の表、歳入、6款県支出金につきましては、今年度分の調整交付金額にあわせて減額の補正を行っております。次に歳入、11款繰越金3,676万9,000円の補正につきましては、平成30年度決算における実質収支分となっております。

次に下の表、歳出、9款諸支出金2,369万2,000円につきましては、平成30年度の普通交付金の実績に基づく償還金となっております。

最後にもう一度、上の表の歳入をごらんください。歳入10款繰入金112万1,000円の補正につきましては、平成30年度からの繰入金の計上等に伴い、今回、歳入歳出の増減補正を行っておりますが、その結果、歳入予算の不足が生じております。そのために一般会計からの繰入金の補正をお願いするものとなっております。以上で説明を終わります。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第35号 令和元年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第35号 令和元年度本部町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第36号 令和元年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 崎原 誠** 提案しております議案第36号について説明いたします。

令和元年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算書の表紙をめくりまして、次のページをお願いいたします。令和元年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算。令和元年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

詳細の説明をいたします。3枚めくりまして、1ページ、歳入歳出予算事項別明細書の総括表をごらんください。上の表、歳入、7款繰越金につきましては、平成30年度決算における実質収

支分となっております。またその上、6款繰入金につきましては、一般会計からの事務費の繰入金
金の減額となっております。以上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第36号 令和元年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第36号 令和元年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について
では、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第37号 令和元年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを議題としま
す。

本案について議案の説明を求めます。上下水道課長。

○ 上下水道課長 新里一成 さきに提案しました議案第37号についてご説明いたします。

2枚目をお開きください。令和元年度本部町公共下水道特別会計補正予算。令和元年度本部町
公共下水道特別会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳
入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ718万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出
それぞれ3億9,793万2,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの
金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

次のページの事項別明細書で説明いたします。3ページをお開きください。歳入です。一番下
の行、繰越金846万9,000円は、平成30年度決算の剰余金の部分でございます。

続きまして5ページをお開きください。歳出です。公課費の消費税32万7,000円の減は、平成
30年度の消費税確定申告に伴う減であります。続きまして7ページをお願いいたします。3行目、
修繕費は浄化センターの空調設備の修繕及び国道449号改築工事に伴うマンホールふたのかさ上
げ工事費であります。4行目、電気、機械、部品購入費は汚泥供給ポンプの購入費であります。
一番下の行、ポンプ場及び管渠清掃手数料は浄化センター地下の汚水池の清掃業務となっております。

戻りまして、3ページをお開きください。一番上の行、繰入金の128万6,000円の減は、決算剰
余金846万9,000円から、今回、歳出補正額の718万3,000円を差し引いた額となっております。以
上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第37号 令和元年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第37号 令和元年度本部町公共下水道特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第38号 令和元年度本部町水道事業会計補正予算についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 新里一成** さきに提案しました議案第38号について説明いたします。

2枚目をお開きください。令和元年度本部町水道事業会計補正予算。(総則)第1条、令和元年度本部町水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。(収益的収入及び支出)第2条、令和元年度本部町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款水道事業収益、(既決予算額)5億1,061万4,000円、(補正予算額)100万円、(計)5億1,161万4,000円。第2項営業外収益、(既決予算額)6,925万5,000円、(補正予算額)100万円、(計)7,025万5,000円。(資本的収入及び支出)第3条、令和元年度本部町水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,237万6,000円は、当年度損益勘定留保資金で補填するものとする。)収入、第1款資本的収入、(既決予算額)2億4,411万5,000円、(補正予算額)ゼロ円、(計)2億4,401万5,000円。支出、第1款資本的支出、(既決予算額)3億6,139万1,000円、(補正予算額)2,500万円、(計)3億8,639万1,000円。第1項建設改良費、(既決予算額)2億5,208万8,000円、(補正予算額)2,500万円、(計)2億7,708万8,000円。

次のページをお開きください。令和元年度補正予算実施計画でご説明いたします。収益的収入及び支出の収入の県補助金100万円は、沖縄県が行ってまいりました簡易専用水道及び専用水道に係る届け出事務等が町へ権限移譲されたことに伴う今年度のみ補助金であります。

3ページの収益的収入及び支出の排水設備費2,500万円は、瀬底一周線800メートル及び満名川線200メートルの道路改築工事箇所への配水管敷設工事費であります。以上で説明を終わります。すみません、今、資本的収入及び支出の欄で3ページと読み上げたところは、5ページの間違いです。どうもすみません。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第38号 令和元年度本部町水道事業会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第38号 令和元年度本部町水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 報告第5号、議案第39号 平成30年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第43号 平成30年度本部町水道事業会計決算認定についての5件につきましては、決算審査特別委員会に付託してありました。その報告書が提出されております。

決算審査特別委員会委員長に報告を求めます。決算審査特別委員会委員長 喜納政樹。

○ **決算審査特別委員会委員長 喜納政樹** 報告第5号、令和元年9月17日、本部町議会議長石川博己殿。決算審査特別委員会委員長 喜納政樹。委員会審査報告書。議案第39号、平成30年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について。議案第40号、平成30年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。議案第41号、平成30年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について。議案第42号、平成30年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。議案第43号、平成30年度本部町水道事業会計決算認定について。本委員会は、令和元年9月10日付で付託された上記案件については審査を終了したので、本部町議会会議規則第77条の規定により別紙のとおり報告をします。

決算審査特別委員会報告。1、付託事件。議案第39号、平成30年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について。議案第40号、平成30年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。議案第41号、平成30年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について。議案第42号、平成30年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。議案第43号、平成30年度本部町水道事業会計決算認定について。2、審議結果。議案第39号、認定すべきものと決定する。議案第40号、認定すべきものと決定する。議案第41号、認定すべきものと決定する。議案第42号、認定すべきものと決定する。議案第43号、認定すべきものと決定する。

○ **議長 石川博己** 議長を除く全員による決算審査特別委員会でした。よって質疑、討論を終結します。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって質疑、討論を終結します。

これで報告第5号、決算審査特別委員会委員長による委員長報告は終わりました。

日程第14. 議案第39号 平成30年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第39号 平成30年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第39号 平成30年度本部町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第15. 議案第40号 平成30年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第40号 平成30年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第40号 平成30年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第16. 議案第41号 平成30年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第41号 平成30年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第41号 平成30年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第17. 議案第42号 平成30年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第42号 平成30年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第42号 平成30年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第18. 議案第43号 平成30年度本部町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

議案第43号 平成30年度本部町水道事業会計決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第43号 平成30年度本部町水道事業会計決算認定については、認定することに決定しました。

日程第19. 陳情第1号 地元産品奨励及び地元企業優先使用についてを議題とします。
お諮りします。本案は、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって陳情第1号 地元産品奨励及び地元企業優先使用については、採択されました。

日程第20. 陳情第2号 県産品の優先使用についてを議題とします。
お諮りします。本案は、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって陳情第2号 県産品の優先使用については、採択されました。

日程第21. 決議第3号 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本案は、別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって決議第3号 議員派遣の件は、別紙のとおり可決されました。
議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第4回本部町議会定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会は、閉会することに決定しました。

これで会議を閉じます。

令和元年第4回本部町議会定例会を閉会します。

閉 会 (午後3時34分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 石 川 博 己

本部町議会議員 仲宗根 須磨子

本部町議会議員 具志堅 勉